

## 資産の流動化に関する法律施行令案要綱

資産の流動化に関する法律の施行に伴い、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律施行令の全部を改正するこの政令を制定することとする。

### 第1 総則

#### 1. 題名の改正

政令の題名を「資産の流動化に関する法律施行令」に改めることとする。

#### 2. 定義

特定資産、特定目的会社、特定社債等について、所要の定義規定を設けることとする。  
(第1条関係)

### 第2 特定目的会社制度

#### 1. 業務開始届出書に記載すべき使用人、取締役の欠格事由

業務開始届出書に記載すべき使用人として営業所の業務統括者等を定めるとともに、解散を命ぜられた特定目的会社において解散命令の前30日以内に営業所の業務統括者等であったものは、他の特定目的会社の取締役又は監査役となることのできないこととする。  
(第2条関係)

#### 2. 資産流動化計画の計画期間

資産流動化計画の計画期間の上限は、特定資産の区分に応じ、20年、25年又は50年とする。  
(第3条関係)

#### 3. 優先出資申込証等に記載する特定資産の価格を調査する者

優先出資申込証及び特定社債申込証に記載する特定資産の価格を調査する者として、弁護士、公認会計士、弁理士等を定めることとする。  
(第4条、第10条関係)

#### 4. 会計監査人の監査を受けることを要しない特定社債の発行総額等

会計監査人の監査を受けることを要しない特定社債の発行総額と特定目的借入れの総額との合計額は、200億円に満たない額とする。  
(第9条関係)

#### 5. 使用人の制限

取締役等の欠格事由に該当する者は、営業所の業務統括者等としてはならないこととする。  
(第23条関係)

#### 6. 著作権の信託に係る契約に付すべき条件

小説等の著作物に係る著作権の信託については、著作権に関する仲介業務に関する法律による許可を受けた者に再信託しなければならないこととする。  
(第24条関係)

#### 7. その他

優先出資の消却について準用する商法の規定の読替え等、所要の規定の整備を行うこ

ととする。

(第5条～第8条、第11条～第22条、第25条関係)

### 第3 特定目的信託制度

#### 1. 資産信託流動化計画の計画期間

資産信託流動化計画の計画期間の上限は、特定資産の区分に応じ、20年、25年又は50年とする。  
(第27条関係)

#### 2. 著作権を特定資産とする特定目的信託契約に付すべき条件

小説等の著作物に係る著作権の特定目的信託については、著作権に関する仲介業務に関する法律による許可を受けた者に再信託しなければならないこととする。  
(第29条関係)

#### 3. 社債的受益権を定める特定目的信託契約に付すべき条件

社債的受益権を定める特定目的信託契約については、信託財産の管理又は処分により得られる利益から配当を行う時期及び配当を行う時期ごとの配当額を定めること等の条件を定めることとする。  
(第30条関係)

#### 4. 利益の特定資産組入れ

利益を特定資産に組み入れる場合は、公租公課を控除した後でなければならないこととする。  
(第44条関係)

#### 5. 船舶登記規則等に係る特例

特定目的信託に係る船舶登記規則等の適用に際しての特例を規定する。  
(第55条関係)

#### 6. その他

特定目的信託の信託財産について準用する法の規定の読替え等、所要の規定の整備を行うこととする。  
(第26条、第28条、第31条～第43条、第45条～第54条関係)

### 第4 雑則

#### 1. 権限の委任

特定目的会社の届出の受理等に係る金融庁長官の権限の委任について、所要の規定の整備を行うこととする。  
(第56条関係)

### 第5 その他

#### 1. 施行期日、経過措置

この政令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(平成12年11月30日)から施行することとするとともに、その他必要な経過措置を定めることとする。  
(附則関係)